

愛知県とセイノーホールディングス株式会社との
連携・協力に関する包括協定

愛知県（以下「甲」という。）とセイノーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、相互が連携して、愛知県のまち・ひと・しごと創生の達成に向けた取組を推進するため、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携・協力して、まち・ひと・しごと創生の達成に資する取組を実施することにより、地域の活力を高め、さらなる愛知の発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、次の事項について、連携し協力するよう努めるものとする。

- （1）「防災・減災」に関すること
- （2）「産業振興・物流課題」に関すること
- （3）「交通事故防止」に関すること
- （4）「脱炭素社会の形成・SDGsの推進」に関すること
- （5）「農林水産業の振興」に関すること
- （6）「その他、地方創生の推進」に関すること

（連携事業の内容及び実施方法）

第3条 連携事業の具体的な内容及び実施方法は、甲、乙、必要に応じて乙の関係会社を加え、協議の上、決定する。

2 乙は、前条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の非公表情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲及び乙は、第1条に規定する目的以外に相手方の非公表情報を使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は、非公表情報に含まれないものとする。

- （1）相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報、又は相手方から提供を受けた後に提供を受けた者の責によらず公知となった情報

（2）相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報

（3）相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報

（4）法令により開示を求められた情報

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の変更および解除）

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、または解除できるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

2025年1月21日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県 知事

大村 秀章

乙 岐阜県大垣市田口町1番地
セイノーホールディングス株式会社
代表取締役社長

田口 義隆